

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関 係 事 業 主 展 設

令和 8 年 9 月 1 日
(一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 長 野 労 働 基 準 協 会
各 労 働 基 準 協 会

保護具着用管理責任者教育

開催のご案内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、化学物質に係るリスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場においては、「保護具着用管理責任者」の選任が義務づけられました（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

当該責任者は「保護具に関する知識及び経験を有する者」（4 頁参照）から選任することとされていますが、この場合でも本教育を受講することが望ましいとされています。

当連合会では、標記の教育を下記により開催いたしますので、保護具着用管理責任者に特段のご配慮をくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 講習の日時、会場、締切日、定員

※ 9 時 5 5 分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和 8 年 11 月 11 日(水)				9 時 40 分から受付をし、10 時開講です。
会 場	長野地域職業訓練センター				長野市大豆島 4 0 3 4
締 切 日	令和 8 年 10 月 29 日(木)	定 員	80 名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます	

2. 申込方法

(1) 申 込 先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。（所在地は 9. その他の下に記載してあります。）

(2) 提出書類 受講申込書（受講料、テキスト代を添えてお願いします。）

3. 受 講 料（消費税含む）

労働基準協会会員事業場在籍者	1 名	12,100 円	〔本体：11,000 円 消費税（10%）1,100 円〕
〃 会員外 〃	1 名	15,400 円	〔本体：14,000 円 消費税（10%）1,400 円〕

4. テキスト代（消費税含む） ※テキスト代は改定される場合があります。

「保護具着用管理責任者ハンドブック」 1 冊 1,320 円 〔本体：1,200 円 消費税（10%）120 円〕

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

5. 受講上等の留意事項

申込み受付後の取消しは 11 月 4 日までとし、その後の取り消し及び欠席者にはテキストのみお渡しし、受講料は原則として返却しませんのでお含み下さい。

6. 当日の持ち物

- (1) 自社で使用している呼吸用保護具（防じん・防毒マスク等）を必ずご持参ください。
※実技の講習科目で使用します。
- (2) 筆記用具を携行してください。

7. 講習科目、時間及び講師

	講 習 科 目	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション	9:55～	(一社)長野県労働基準協会連合会 化学物質管理専門家 武士 善明
	関係法令	10:00～10:30	
	保護具着用管理	10:30～11:00	
	保護具に関する知識	11:00～12:00 13:00～15:00	
	労働災害の防止に関する知識	15:00～16:00	
	実技 保護具の使用方法等	16:00～17:00	
	修了式	17:00～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

8. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、10月30日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。
(郵送代460円ご負担下さい。)

9. そ の 他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食を斡旋しますのご利用下さい。(講習当日の注文受付になります)
- (3) 会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所 在 地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3 階 301	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ https://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277